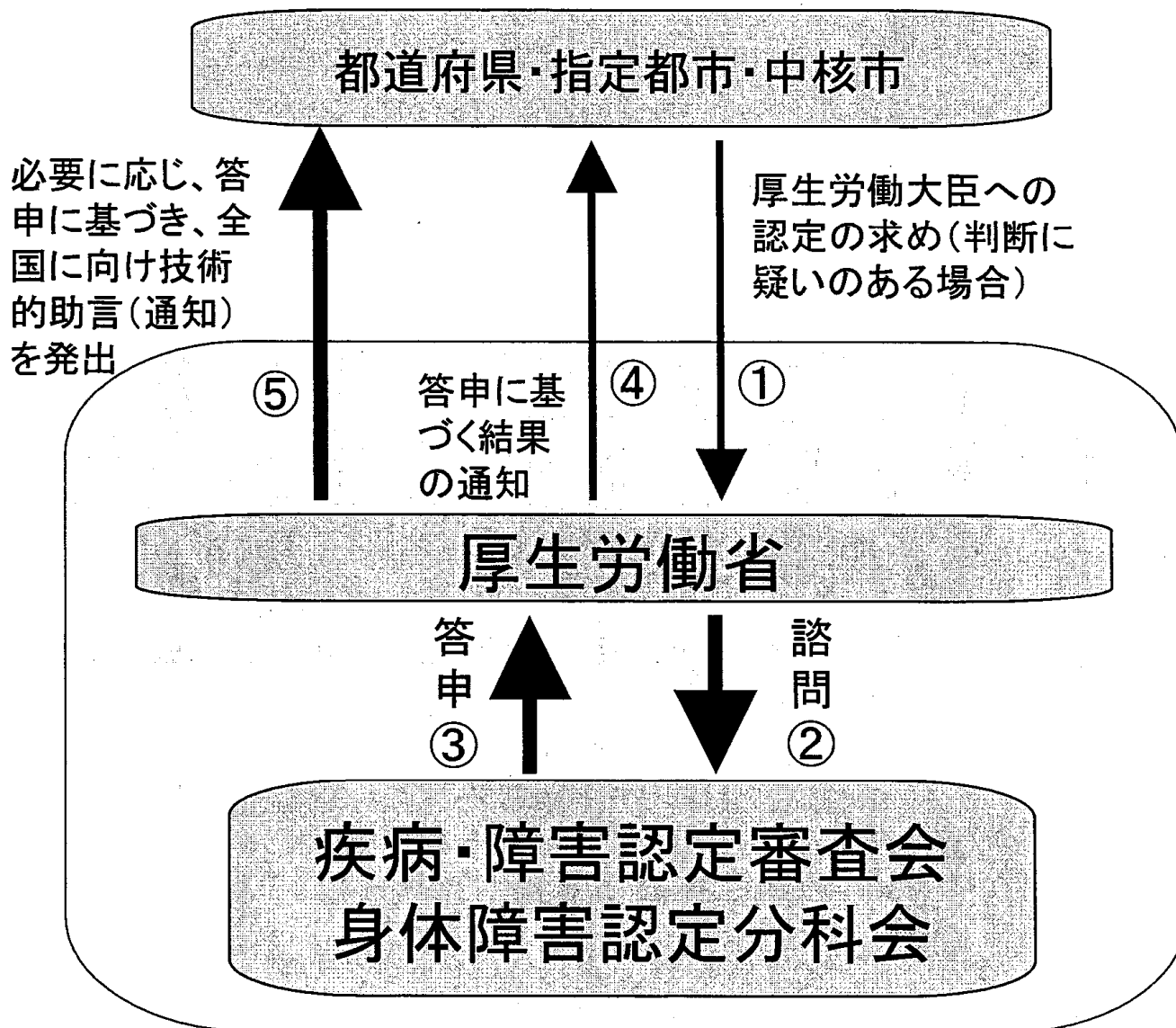


身体障害認定分科会の役割と活動について



○ これまでの審議状況

開催日	答申等の状況
第1回(H14. 2. 5)	答申:3件
第2回(H14.11.12)	答申:なし 認定基準改正に係る検討
第3回(H16. 2. 5)	答申:1件

身体障害者手帳の概要

1 概要

身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」とは、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある者であって、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長から身体障害者手帳の交付を受けたものである。

この身体障害者手帳は、本法の適用者たる身分の証明となる。

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に該当する「永続する」機能障害があるもの

3 交付申請手続

- ① 「身体障害者手帳交付申請書」を居住地の福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長）を経由して都道府県知事等に提出する。

【添付書類】

- ・ 都道府県知事の指定する医師が作成した「診断書・意見書」
- ・ 本人の写真（縦4 cm×横3 cm 脱帽し上半身を写したもの）

- ② 15歳未満の者については保護者が代わって申請する。

4 障害の種類及び程度

① 障害の種類

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

身障法別表に規定

身障法施行令

第36条に規定

② 障害の程度

身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に基づき、障害の種類別に重度の側から概ね1級から6級の等級に区分される。

（7級の障害は、1つのみでは法の対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となる。）

○身体障害者福祉法（抄）

(昭和二十四年十二月二十六日)
(法律第二百八十三号)

(法の目的)

第一条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第二条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

- 2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(身体障害者)

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表(第四条、第十五条、第十六条関係) (抄)

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
- 四 次に掲げる肢体不自由
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(参考)

○身体障害者福祉法施行令（抄）

(昭和二十五年四月五日)
(政令第七十八号)

(政令で定める障害)

第三十六条 法別表第五号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能
- 二 小腸の機能
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能